

居宅介護支援事業所の処遇改善加算について

処遇改善加算とは？

1カ月に事業所で請求した総単位数（加算減算含む）に、サービス事業所ごとに決められた加算率をかけた単位数を給付します。加算を受けた事業所は、その加算をすべて職員の賃金の改善として使い切ってください。改善させる賃金は、基本給、手当、賞与のいずれかです。

居宅介護支援事業所は、算定要件を満たせば令和8年6月から処遇改善加算を算定することができます。

※令和7年12月から令和8年5月までの処遇改善は同様の要件で申請可能な

補助金をご活用ください

東京都 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和8年度繰越分）



加算率

居宅介護支援事業所の加算率は2.1%です。

例えば、1月あたりの総単位数が85,770単位の事業所では、1,801単位算定できます。

例. 従業員2名、1人当たりの受け持ち件数35件の事業所の場合

（※要介護1～2：20名 / 要介護3～5：15名の場合）

要介護1～2：1,086 単位/月 × 20 × 2 = 43,440 単位

要介護3～5：1,411 単位/月 × 15 × 2 = 42,330 単位

総単位数 = 85,770 単位

$85,770 \text{ 単位} \times \text{加算率 } 2.1\% \doteq 1,801 \text{ 単位}$

$1,801 \text{ 単位} \times 11.12 \text{ 円/単位} \doteq 20,027 \text{ 円}$

$20,027 \text{ 円} \div 2 \text{ 人} \doteq 10,013 \text{ 円} \dots$ **1月あたり約1万円の賃金増**



算定要件

下記のいずれかを満たしていること

(ア) 「ケアプランデータ連携システムを利用」していること

(イ) 事業所の法人が、「社会福祉連携推進法人」に所属していること

(ウ) 「処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件」を満たしていること

「処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件」は[介護保険最新情報Vol.1474](#)をご覧ください。

※ (ア) (ウ) は申請時点で要件を満たしていなくても、令和9年3月末までに満たすことを誓約することで算定が可能です。

※令和8年度の算定要件です。



次ページのステップに沿って申請してみませんか？

申請のステップ

① まずは、町田市に届出ましょう！

※町田市の必要書類などの詳細は、

3月26日付「2026年度介護職員等処遇改善加算等計画書の提出について」をご確認ください。

申請時点では算定要件が揃っていないでもOK！

② 補助金額に相当する 職員の賃金改善 を行いましょう！

以下の

③ 生産性向上等に係る取組のいずれか を行いましょう！

ケアプランデータ連携システムへの利用

相談窓口はこちら



● 処遇改善加算IVに準ずる要件

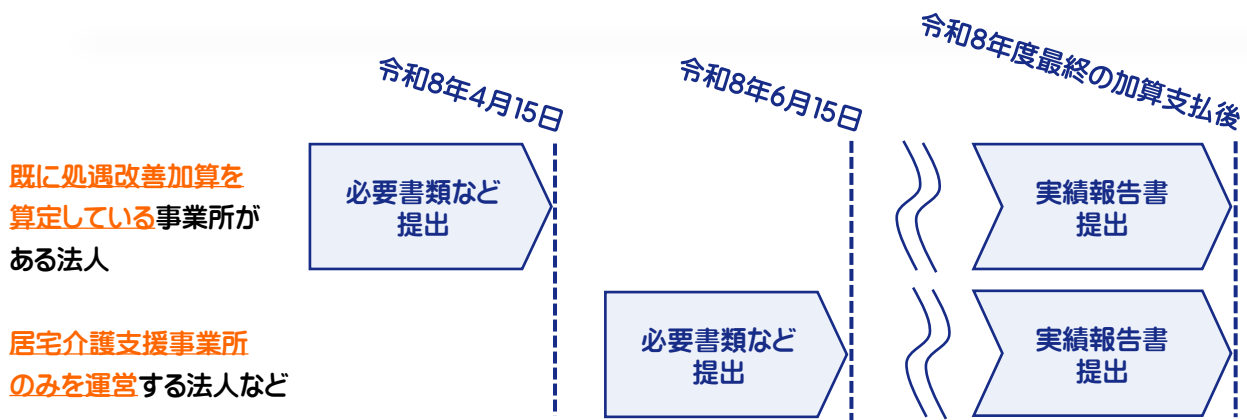
※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、職場環境等要件



④ 令和8年度最終の加算支払後に 実績報告 をしましょう！

※期限については別途通知があります。

令和8年度申請スケジュール



相談窓口

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222

受付日時：9:00～18:00（土日含む）

東京都社会保険労務士会

介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

電話番号：0120-179-117

受付日時：毎週月・水・金（祝日を除く）9:30～16:30



参考

・[介護保険最新情報 Vol. 1474](#) … 処遇改善加算の基本的な考え方と、各様式が示されています。